

令和5年3月定例教育委員会会議録

1 日 時

令和5年3月23日（木）午後2時00分から午後3時47分まで

2 場 所

唐津市役所 4階 大会議室

3 出席者

(1) 教育長

栗原宣康

(2) 教育委員

篠原智文、宮崎美和、石山貴子、佐伯玄一郎

(3) 事務局

教育部長 草場忠治、教育副部長兼教育企画課長 中山誠、教育副部長兼生涯学習文化財課長 坂口政江、教育総務課長 古場真由美、学校教育課長 栗本洋二、学校支援課長 古川照男、学校給食課長 岡田和幸、近代図書館長 藤井浩司、浜玉市民センター産業・教育課長 平尾敏和、相知市民センター産業・教育課長 田口貴広、北波多市民センター産業・教育課長 江頭宏隆、肥前市民センター産業・教育課長 川口徹、鎮西市民センター産業・教育課長 石山直樹、呼子市民センター産業・教育課係長 井手口信貴、七山市民センター産業・教育課係長 市丸里恵、教育総務課係長 森徳雄、教育企画課係長 阿部修久、教育総務課職員 原周平

4 議 題

(1) 議案

議案第15号 唐津市小中学校プール設備整備方針の策定について

【原案どおり可決】

議案第16号 唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

制定について

【原案どおり可決】

議案第17号 唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則の一部を改正する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第18号 唐津市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則制定について

【原案どおり可決】

議案第19号 唐津市公民館運営審議会委員の委嘱について

【原案どおり承認】

※非公開（人事案件のため）

議案第20号 唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程廃止制定について

【原案どおり可決】

議案第21号 唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程制定について

【原案どおり可決】

(2) 協議事項

- ① 旧巖木小学校天川分校校舎等貸付に伴う用途廃止について
- ② 唐津市小中学校特別教室空調設備整備方針の改定について

(3) 報告事項

各課報告事項

- ・3月市議会定例会の報告について
- ・「唐津市所蔵品展」について
- ・共催及び後援について
- ・教育委員会行事予定

【定例会】

午後 2 時 0 0 分 開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として佐伯委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを承認した。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、本日議案の追加がございますようですので、事務局からお願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。追加議案の提案について御説明申し上げます。

令和 5 年 3 月唐津市議会定例会におきまして、本日、唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されました。これに伴いまして、唐津市教育委員会の関連規程の整理を行う必要があるため、議案第 2 0 号及び議案第 2 1 号で 2 件の追加議案として提案するものでございます。

議案第 2 0 号につきましては唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程廃止制定について、また、議案第 2 1 号につきましては唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程制定についてでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議事に入りますが、まずは会議の非公開についてお諮りいたします。

議案第 1 9 号は人事議案のため、会議規則第 1 1 条第 1 項により非公開としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、この件については非公開といたします。

それでは、議案に入ります。

議案第 1 5 号について、事務局お願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。議案第1の1ページをお願いいたします。

議案第15号 唐津市小中学校プール設備整備方針の策定についてでございます。

提案理由でございます。

本市が保有する学校プールは大半が築30年を超え、老朽化が進んでおり、毎年修繕等を行っております。今後はさらに劣化が進み、大きな改修やプール全体の更新が必要となることから、多額の整備費を要することが想定されております。

年間を通じて僅かな期間しか使用しないプール施設に対し、多額の費用をかけて維持管理や改修、更新をこのまま続けていくのかという論議が以前からございました。他自治体におきましては、民間施設の利用等を含め、方針の検討が既になされているところでございます。

本市におきましても、喫緊に大きな改修を要するプールの施設があることから、教育委員会といたしましては、今後、整備の考え方について整理をし、方針を策定するものでございます。

2ページをお願いいたします。

2月の定例教育委員会で協議させていただきました内容より変更点はございません。

2番でございますが、この方針の対象は、現在保有する学校プール44施設といたします。

3、施設整備の方針でございます。学校プールに今後大きな改修や設備全体の更新等必要になった場合でございますけれども、次の順序により、学校や相手方と協議を行い、対応していくことといたします。

1番、近隣に代替可能な市民プールがある場合は、利用の協議を行い、許可が得られた場合は代替プールにて対応いたします。

2番、近隣の学校プールまたは民間プールの利用が可能な場合は、利用の協議が調べば、その代替プールにて対応いたします。

3番、さきに申しました1、2番の代替利用がいずれも不可能な場合は、学

校プールの設備の改修や更新を行っていきます。

1番、2番により実施し、途中で水泳授業を行う上で何らかの支障が生じ、また、代替施設の利用継続が困難となった場合におきましては、学校プールの改修や更新を行うことといたします。

適用日でございますが、令和5年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第15号について質問や御意見はございませんか。

○教育委員（篠原智文君）

質問よろしいですか。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育委員（篠原智文君）

当面、これに検討しなければならないと想定されている学校はもう既に何校かあるんですか。

○教育総務課長（古場真由美君）

まず、大きな修理が必要になってきた学校が幾らかございまして、佐志中学校、それから相知中学校、この中学校2校が大きな改修が必要となってまいっております。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

ほかにございませんか。

今、市営プールがあるのは中瀬と、あそこの警察の裏の室内プールと2か所ですね。

○教育委員（篠原智文君）

例えば、相知中が駄目になったときに小学校のプールを代用は無理ですよ。

○教育総務課長（古場真由美君）

相知中学校のほうは、水深だったりとか、そういったところでちょっと小学

校のプールの共用というのは難しいかと考えておりますので、改修のほうでいかせていただこうと思っております。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第15号については御承認をいただきました。

議案第16号について、事務局お願いします。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

教育企画課でございます。議案集第1の3ページをお願いいたします。

議案第16号 唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定についてでございます。

提案理由といたしましては、今回、唐津市教育委員会事務局組織の機構改革に伴い改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3番、改正内容でございますが、西部学校給食センター係を新設いたします。今現在ある学校給食係、東部学校給食センター係に加えて西部学校給食センター係を新設いたしまして、本年9月稼働予定になっております西部学校給食センターの運用開始に向けた整備を進めるものでございます。

6ページのほうに新旧対照表をつけております。先ほど申し上げたとおり、今までの学校給食係、東部学校給食センター係に新たに西部学校給食センター係を加えるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第16号について質問や御意見はございますか。

これはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第16号については御承認をいただきました。

議案第17号について、事務局お願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。第1の7ページをお願いいたします。

議案第17号 唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則の一部を改正する規則制定についてでございます。

提案理由でございます。

唐津市学校体育施設の開放に関する条例の制定、西唐津公民館の新規移転及び古代の森会館の廃止後に鏡公民館として運営することに伴いまして改正するものでございます。

8ページをお願いいたします。

改正の内容でございますけれども、18ページから32ページに新旧対照表を載せておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

まず、使用料の欄ですが、これまでの昼、夜の区分を廃止しまして、学校施設につきましては、施設ごとに定めていた金額のほうを「唐津市立学校体育施設の開放に関する条例に規定する額」というふうに統一をいたします。

また、27ページをお開きください。

中ほどに休校中の校舎がございますが、こちらにつきましては学校体育施設開放の対象となっておりませんので、使用料のほうは「唐津市行政財産使用料条例に規定する額」というふうにいたします。

また、設備の程度の欄でございますけれども、18ページにお戻りいただいでいいでしょうか。設備の程度のところに「ござ」という欄がございますが、こちらのほうは削除いたします。

それから次に、22ページをお願いいたします。

西唐津公民館の移転改築により使用室及び面積等の項目を新西唐津公民館の項目に改めております。

それから、23ページをお願いいたします。

唐津市古代の森会館を廃止し、鏡公民館として運営するに当たり、鏡公民館の項目を追加しております。

それから、33ページ以降には現在の規則を掲載しております。

この規則の施行期日でございますが、令和5年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第17号について、何か質問や御意見はございますか。

よろしいですか。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

1点だけ、よろしいですか。

特段、中身については特にないんですが、新旧対照で載せていただくときには、鏡公民館の横は空白であったほうが分かりやすいかなと思って、このままでいくと久里公民館が鏡公民館になる…対照となりますので、料金のほうはちょっと…。

○教育総務課長（古場真由美君）

ありがとうございます。

○教育長（栗原宣康君）

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

24ページの現行でコミュニティセンターがあって、改正欄のところにコミュニティセンターがあるとですよね。それはそのままですかとですよね。

24ページ、それはそれでよかとかな。

○教育総務課長（古場真由美君）

コミュニティセンターは変更ございません。

○教育長（栗原宣康君）

そのままよかと。

○教育総務課長（古場真由美君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

議案第17号、御承認をいただきました。

議案第18号についてお願いいたします。

○学校支援課長（古川照男君）

学校支援課でございます。議案集の第1、41ページをお願いいたします。

議案第18号 唐津市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則制定についてでございます。

42ページをお願いいたします。

提案の理由ですけれども、これまで奨学生の募集については入学前に実施をしておりましたが、経済的な理由で就学困難であることから、追加の募集についての問合せを入学後に受けることがあったため、入学前に限らず追加募集することができるよう改正するものでございます。

また、併せて、民法の改正によりまして成年年齢が18歳となったことから、規則中の「保護者」の呼称を変更するものでございます。

詳しくは46ページに新旧対照表をつけておりますので、御参照してください。

主な改正といたしましては、第2条第1項第1号では、「保護者」を「父母（父母が不在の場合にはそれに変わる者）（以下「父母等」という。）」に、同項第2号では、最後の部分に「若しくは在学する者」を追加しております。

また、4条では「本人及び保護者」を「申請者及び父母等」に、48ページの17条では「保証人」を「連帯保証人」に改正し、また、募集の人員についても増やしております。

昨今のコロナの影響によりまして、年々申請者が増えておりますので、申請については入学前、後に限らず、柔軟にしていきたいと思っておりますのでございます。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日からの施行でございます。

なお、補足説明を少しさせていただきます。

募集につきましては、コロナ禍においては回数を増やしていってまいりました。

通常でございますと年に2回の募集を行ってございましたけれども、令和2年度から追加募集ということで、年3回増やしまして計5回行ってございました。また、申請の数につきましては、2年度が35件の申請、3年度が41件の申請、4年度は55件の申請がっております。今後についても状況によりまして、回数については、状況などを考慮、検討しながら事務を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第18号について質問や御意見はございませんか。

何かございませんか。よろしいですか。

○教育委員（篠原智文君）

1つ、よろしいですか。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育委員（篠原智文君）

経済的な困窮というか、厳しい状況の中で、こういう追加募集をされるのは基本的にいいことだと思いますが、この追加募集、回数も増やして募集——先ほど人数も増えるということですが、これは基準を満たしていれば基本的に制限はしないで応じるということですかね。

○学校支援課長（古川照男君）

一応申請が出た段階で審査を行います。その審査の内容としては、世帯全員の所得、それから、学校の個人さんの学力ですね、これを一応評価の対象といたしておりまして、そこでクリアできれば対象者ということで、奨学金を貸与するというようにしております。

○教育委員（篠原智文君）

これは無利子の返還だったですかね。

○学校支援課長（古川照男君）

はい、そうです。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

ほかございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第18号については御承認をいただきました。

では、議案第20号について、事務局お願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。議案集の第3の1ページをお願いいたします。

追加議案の分でございます。

議案第20号 唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程廃止制定についてでございます。

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律の改正及び唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務をこれまでどおり唐津市、市長部局でございますが、に準じた取扱いとするため、現在の規程を廃止し、新たに規程を制定するものでございます。

4ページをお願いいたします。

こちらが現在の教育委員会の規程でございます。唐津市個人情報保護条例の規定に基づく唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の規定の例によるというふうになっております。

3ページをお願いいたします。

これを新しく改正する条例が、個人情報の保護に関する法律の規定に基づく唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については唐津市個人情報保護法施行細則の規定の例によるというふうに改正をいたします。

この規程は令和5年4月1日から施行するものでございまして、以前ありました規程につきましては附則のほうで廃止するというふうにしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（栗原宣康君）

議案第20号について質問、御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第20号については御承認をいただきました。

議案第21号をお願いいたします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。議案集の第3、5ページをお願いいたします。

こちらも追加議案でございます。

議案第21号 唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程制定についてでございます。

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律の改正及び唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い改正するものでございます。

改正内容でございますが、8ページの新旧対照表をお願いいたします。

別表第1、教育部長及び市民センター長が専決できる事項中、「唐津市個人情報保護条例」を「唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改めるものでございます。

施行の期日は、令和5年4月1日でございます。

9ページ以降につきましては、現在の規程を掲載しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第21号について質問、御意見はございませんか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第21号については御承認をいただきました。

次に、協議事項に入ります。

協議事項は、旧巖木小学校天川分校校舎等貸付に伴う用途廃止について、事務局お願いします。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

教育企画課でございます。議案集第1の77ページをお願いいたします。

協議事項①、旧巖木小学校天川分校校舎等貸付に伴う用途廃止についてでございます。

概要でございます。

旧巖木小学校天川分校は平成27年4月に閉校し、以後、校舎は利用されておられません。昨年4月に地域団体である山紫水明の里天川ふるさとの会さんより、天川地区活性化の活動拠点として校舎の一部、体育館及びプールを利用したいとの申出がございまして、天川地区の地域活性化拠点施設としての利活用が見込まれることから、この貸付けを可能とするために教育財産としての用途を廃止いたしまして、普通財産として管理するものでございます。

なお、校舎部分につきましては一部のみ貸付けを希望されておりますが、建物の一部のみを普通財産にすることができないため、今回、校舎全体を普通財産とするものでございます。

2番目でございます。用途廃止する施設でございます。

まず1番目、こちらは校舎でございますが、所在が唐津市巖木町天川1766番地1。建物につきましては、旧巖木小学校天川分校校舎、平成14年建築でございます。構造は鉄骨造2階建て、面積751平米でございます。

2番目です。こちらのほうも所在は同じく、屋内運動場でございます。屋内運動場は昭和58年建築でございます。構造は鉄筋コンクリート造1階建て、面積443平米。

3番目はプールでございます。こちらは昭和61年建築で、面積374平米でございます。

3番、貸付希望箇所でございますが、先ほど申し上げたとおり、校舎については一部、屋内運動場、そして、プールも全てという形になっております。

次のページでございます。78ページをお願いいたします。

用途廃止については、令和5年5月以降を予定しております。

5番、今後の手続につきましては、今回、こちらの定例教育委員会で御意見等を賜りまして、後に関係機関と協議の上、改めて定例教育委員会へ議案とし

て提出させていただきたいと考えております。

次のページ、79ページですが、先ほど校舎の一部貸付けということを上げましたけれども、校舎のほうの太枠で囲っているところが、地元のほうの利用を希望されている場所でございます。給食室、ランチスペース、多目的室、普通教室です。

次のページ、80ページでございますが、全体の配置図を記載しております。校舎、体育館、プールと、こういった位置関係になっております。

説明は以上でございます。御協議よろしくお願ひいたします。

○教育長（栗原宣康君）

旧巖木小学校天川分校校舎等貸付に伴う用途廃止について、質問や御意見はございませんか。

○教育委員（篠原智文君）

何もないようなので、私のほうからいいですか。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育委員（篠原智文君）

天川地区活性化の活動拠点として使うということですが、体育館、プール、校舎の一部、具体的にどのように使うとかいう相談はあっているのでしょうか。

○教育長（栗原宣康君）

事務局お願いします。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

地域の方とお話しさせていただきましたところ、基本的には、校舎については軽食、要は希望されているスペースは給食室とランチスペースがございますけれども、軽食を提供するような施設を校舎のほうではしたいと。体育館については、イベント等での活用と。

そして、これは面白いのがプールなんですけれども、地域でチョウザメを飼育されています、数人の方で。そのチョウザメの養殖池といったところでプールを使用したいと。こちらのほうを詳しく伺いますと、チョウザメ、御案内のとおりキャビアなんですけれども、キャビアですかということを見ると、いや、

魚卵ではなく魚肉だと、お肉が非常においしいのでと。主にお刺身とかにして、お肉を提供することを考えているんだよということをおっしゃっていました。

以上でございます。

○教育委員（篠原智文君）

ということは、校舎を軽食とかも提供する店舗のような感じになるんですかね、レストランというか。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

そうですね、前回お話しさせていただいたときには、営利的なものはまだちょっと軌道に乗るまではというようなお話だったので、まずは地域活性化の場として営利目的とかじゃなしに使いたいと。当然営利、例えば、軌道に乗ってチョウザメが大人気になったとして、そこで何がしかの利益が出るという形になれば、利用料についてはその応分を上乗せしていただく必要がありますねというお話まではさせていただいています。お金はかかるけれども、そこまで何というか、営利として軌道に乗ればいいですねというお話をさせていただきました。

以上です。

○教育委員（宮崎美和君）

あくまでも地域の中の地元の中での活動の会が使うのかなと…。天川ふるさとの会、山紫水明ですかね、になるんですか。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

そうですね、地域がやっぱりメインです。ただ、お話を伺うと、あそこは休日とか、ツーリングとかのお客さんといいますか、ツーリングで通過される方が非常に多いと。何とか通過される方々を地域のイベントに招くことができないかなということをおっしゃっていました。

以上です。

○教育委員（石山貴子君）

普通財産にした場合に修理はどうなりますか。

○教育長（栗原宣康君）

普通財産にした場合、修理は。はい、どうぞ。

○教育副部長兼教育企画課長（中山 誠君）

基本的には現状維持の必要最低限の修理になります。ですので、例えば、大規模に外壁が崩れたとか、屋上防水が駄目だとか、いわゆる大きな修理というのはできないという形になります。地元のほうにその御説明はいたしております。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、ありがとうございました。

次に、唐津市小中学校特別教室空調設備整備方針の改正について、事務局お願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

教育総務課でございます。議案集1の81ページをお願いいたします。

唐津市小中学校特別教室空調設備整備方針の改正についてでございます。

改正の目的でございますが、令和3年5月末に普通教室の空調設備の整備が完了しております。令和2年8月には唐津市小中学校特別教室空調設備整備方針というのが策定されておりました、その中では特別教室のうち理科室と音楽室に空調設備を整備するというようになっております。これを受けまして、令和5年2月にその整備計画を策定したところでございます。

理科室と音楽室の整備完了後に引き続き図工室や家庭科室等にも空調設備の整備を行ってまいりたいと考えておりました、現在ある方針を図工室や家庭科室等まで整備ができるよう方針改正の協議を行うものでございます。

82ページをお願いいたします。

現在ある方針の改正部分について説明を申し上げます。

2番の(2)でございます。これまでは整備対象の教室を理科室、音楽室としておりましたけれども、図画工作室や家庭科室等も整備するよう改正をするものでございます。

(2)のその他でございますが、ここは下線の部分ですけれども、「図画工

作」としていたものを「図画工作室」へ、「美術」としていたものを「美術室」へ字句の修正を行うものです。

83ページをお願いいたします。

(4) 設置時期でございます。これまでは普通教室の整備完了後、財源などの協議を行い、整備を行うというふうになっておりました。理科室、音楽室の整備計画ができましたので、その完了後、引き続き図工室や家庭科室等の整備を行うというふうに改正をするものでございます。

最後に、(5) その他でございます。

現在の方針の中では整備の特例というふうにしておりまして、学校統廃合があった場合は閉校となった学校に空調設備を統合先の学校の普通教室、当該特別教室に移設、また、それでも余剰が出た場合は方針の優先順位により整備を行うとしておりました。

今回の改正には、学校統廃合により閉校となった学校の空調設備につきましては、まずは統合先で増となる学校の普通教室等に移設をいたします。また、他校の空調設備の故障等の代替品として取扱いをしながら、理科室、音楽室の整備、ここは一括で新規整備となりますので、それ以降に行う図工室や家庭科室の空調設備の整備の際に一部移設して利用するというふうに改正を行うものでございます。

84ページをお願いいたします。

別表1でございます。方針の整備対象とする特別教室の令和5年度の予定数を示しております。理科室と音楽室までで現在のところ104教室整備、それから、図工室、家庭科室等まで入れるとさらに116教室の整備が必要と想定をしております。

85ページの別表2につきましては、令和5年度方針と変更はございません。

今回の協議により必要な調整を行いまして、後日、定例教育委員会の議案として提案する予定としております。

説明は以上でございます。御協議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

唐津市小中学校特別教室空調設備整備方針の改正について、何か質問、御意

見はございませんか。

○教育委員（石山貴子君）

理科室、音楽室に空調設備整備完了後、図画工作室、家庭科室等の整備を行うとありますが、この等のところに美術室、技術室が入るということでいいですか。

○教育総務課長（古場真由美君）

小学校でいえば図工室と家庭科室、調理室と被服室があると思います。それから、中学校におきましては家庭科室、これが調理室と被服室、それに美術室、それから、技術という教科がございますので技術室、そこまでと考えております。

○教育委員（石山貴子君）

ありがとうございます。

○教育長（栗原宣康君）

ほかにご覧いませんか。はい、どうぞ。

○教育委員（篠原智文君）

それで授業に使う教室には全部カバーすることになるんですかね、体育館は別ですが。

○教育総務課長（古場真由美君）

一応、教科とつくものの特別教室についてはここまでと考えております。

○教育長（栗原宣康君）

教室数でいうと、やっぱり結構な数がありますね。ただ、普通教室に比べると子どもはずっといませんで、冷暖房をつけるのは、効率はあまりよくないところがあるかもしれませんね。それだけに余計寒いんですよね、冬場はいなかったりとか。

ほかにご覧いませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは次に、報告事項に入ります。

まずは教育長報告ですが、3月はほとんど議会で、特段のところ出席をし

ませんでしたので、教育長報告はございません。

各課の報告事項に参ります。

まずは3月の定例市議会の報告を事務局お願いいたします。

○教育部長（草場忠治君）

報告事項①をお願いいたします。

1ページめくっていただきますと、議案質疑が10名で、一般質問も次のページから、10人の議員から一般質問をいただいております。見ての通り多いですので、少し時間がかかるかも分かりませんが、まず、2ページのほうをお願いします。

原議員です。2ページから11ページまでです。小中学校特別教室空調設備整備事業費について、まず、理科室と音楽室以外の特別教室への空調設備整備の計画はあるのか、また、中学校を優先した理由について質疑をされています。

理科室、音楽室の整備完了後、引き続き技術室、美術室等の空調設備整備を進めたいため、令和5年3月の定例教育委員会で整備方針の改正を行う予定であるということ、それから、中学校を優先した理由は、1人当たりの特別教室を使用する授業コマ数が小学校よりも多いためと答弁をしております。

次が、3ページのほうになります。鏡中学校長寿命化改良事業費（継続費初年度分）についてということで、将来、生徒数減で教室が無駄にならないのか、将来の生徒数の見込みの考え方と校区割の考え方について、もしくは通学区域の考え方について質疑されております。

35人学級制度の中学校移行、特別支援学級生徒の急増、論点データに基づく将来的な展望も含め、令和3年度時点でのデータを基に試算していると。令和17年度にピークを迎え、その後、1クラス当たりの生徒数は若干減少するが、30年後も必要な教室は変わらないと見込んでいます。それから、校区割については、一定地区に人口が集中しているため、その解消に向けて検討すると答弁をしております。

次が6ページのほうになります。公民館エレベーター設置事業費と東唐津公民館長寿命化改良事業費について、公民館におけるエレベーター設置の考え方について質疑をされております。

まず、長寿命化改修の場合は高齢者率や公民館の利用率、利用者人口比等を比較し、検討し、建て替える場合は、2階建てにする場合はエレベーターを設置したいと答弁しております。

それから、8ページのほうです。外町公民館移転改築事業費について、公民館利用者の推移と移転改築の詳細について質疑されています。

利用者数は資料のとおりです。移転先は同敷地内の社会体育館の場所に、スケジュールは令和5年度に解体、6年度に基本設計と社会体育館の解体、7年度に実施設計、8年度に旧建物解体設計と、9年度にかけて建築工事、新公民館の開館まで行って、旧建物解体工事を行い、10年度に外構工事というふうに答弁しております。

次、9ページについては、スケジュールについてですね。旧西唐津公民館等解体工事費について、スケジュールはどうなっているのかということで質疑をされています。

建物の廃棄物処理と家屋調査を実施後、解体工事に入り、年度内完了というふうに答弁しております。

10ページです。学校給食管理費について、緊急用保存食の購入目的と賞味期限切れの対応及び給食費管理システム導入目的と内容について質疑されました。

異物混入等により当日の給食の提供ができない場合の対応として、5,500食の救給カレーを購入し、賞味期限が迫った場合は防災教育として、給食の一部として提供すると。それから、システムの導入目的は、学校給食費の公会計化へ向けて学校給食費に関する情報を一元管理するもので、市が保有する住民記録や学齢簿などとシステム連携が取れる仕組みだというふうに答弁しております。

次が12ページ、久保議員のほうになります。学力向上推進費について、事業費の内訳と外国語教育指導力育成事業の内容について質疑されております。

事業の概要は資料のとおりです。いきいき学ぶからつっ子育成事業で実施していたモデル校3校によるGTECの全校拡大に伴い事業を整理し、全市統一的な学力向上部分を別事業としたと。それから、全国学力・学習状況調査、英

語は令和5年度と8年度に実施される予定ですが、令和8年度の調査では英語が県の正答率を上回ることができるよう英語力の向上に取り組んでいきたいという内容で答弁をしております。

次が15ページです。古藤議員、浜崎小学校増築事業費について、浜崎小学校、玉島小学校、平原小学校の統合を見越しての増築の計画になっているのかということで質疑されています。

現在、児童数が705人、通常学級が22学級、特別支援学級が9学級で、不足分、2教室分は特別教室等と転用し、対応していると。過去10年間の児童数の変動を活用し、校区内のゼロ歳児から年齢ごとに推計し、特別支援学級児童の急増、玉島小学校、平原小学校が浜崎小学校に統合した場合を想定し、論点データに基づく将来的な展望も含め試算し、8教室を増築するという内容で答弁をしております。

次が16ページです。石崎議員です。歴史民俗資料館保存整備事業費について、貴重な文化財である歴史民俗資料館の保存整備を、国指定を目指して着実に進めてほしいということで質疑されております。

必要性については、炭鉱産業で栄えた唐津の歴史を唐津市民のみならず、唐津を訪れる方々に伝えていくことができると。それから、事業の詳細については、構造設計と工事の基本設計、それから、財源確保については、ふるさと寄附金を利用したクラウドファンディングを行い、委員会を設置し、国指定を視野に入れた保存整備に対する御意見を伺うと。それから、スケジュールについては、令和6年度に実施設計、7年度から10年度にかけて修理工事を行うと答弁しております。

○教育長（栗原宣康君）

今、17ページまで進んでまいりました。石崎議員さんまでのところで何か御質問はございませんか。

では、ひとまず先に進みます。何か後ほど思いつかれるところがあったらお尋ねください。

では、先へ参りましょう。

○教育部長（草場忠治君）

次に、18ページから29ページまで大宮路美奈子議員となっております。

まず1番目、子どもを守る通学路づくり事業費についてということで、通学路の危険箇所は市が運用しているLINE等を活用して広く聞き取れる体制づくりが必要だということで質疑されております。

まず、選定方法については、毎年、各小学校で通学路の懸念箇所の調査、集約を行い、報告された箇所について合同点検を実施し、唐津市通学路安全推進会議で検討し、決定した箇所の中から選定していると。それから、点検の実施時期は9月中旬から10月上旬で、構成メンバーは学校関係者、警察関係者、道路管理者、教育委員会と答弁しております。

次に、19ページの小・中学校の特別教室空調設備整備事業費についてです。小学校と中学校の整備の優先順位の考え方と整備率について質疑されました。

中学校は小学校と比べ特別教室を使う1人当たりの授業時数が多いため、優先して整備し、本市の整備率は30.8%、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、玄海町、大町町は100%、佐賀市は78.8%と答弁しております。

次が20ページ、近代図書館施設等整備費、近代図書館運営費、4階子どもコーナー運営費について、まず、事業内容は、近代図書館施設等整備費が近代図書館の長寿命化を目的とした大規模な施設等の整備に係る工事請負費、近代図書館運営費が維持管理費及び運営に必要な一般的な経費、それから、4階子どもコーナー運営費が4階子どもコーナー「ブックル」の窓口等業務の委託料で、4階子どもコーナーはボランティア団体と連携し、利用者の立場に立った運営を目的に近代図書館運営費とは別事業としているというふうに答弁しております。

それから、近代図書館の整備状況については、令和3年度に外壁改修など、令和4年度はバルコニー改修、令和5年度に貨物用エレベーター改修で、今後、令和8年度までにドーム屋根改修、屋上防水工事などを行うと。

それから、維持管理等の予算要求は、唐津市教育委員会個別施設計画に基づき緊急性など優先順位を考慮し、予算を計上し、図書サービスについては、図書館利用者カードとマイナンバーカードとの連携、セルフ貸出機の設置、画像認識AIによる蔵書管理システムの導入や図書館システム更新費用の予算を計

上していると。それから、学習室の利用は今後、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、申込制ではなく、以前のように自由に御利用いただく方向で考えていると答弁しております。

次が22ページからです。不登校児童対策費についてです。

不登校児童・生徒数の推移については、資料のとおり増加傾向で、スマイルの通級者数は6名から8名で推移をしております。

事業の内容は、不登校の児童・生徒に対し、家庭、学校との連携を図り、児童・生徒が学校復帰に向けて支援を行うスマイルに係る事業というふうに答弁しています。また、事業の効果は、自分の力で登校し、学校や活動を通じて他の児童・生徒と関わりを持つことができる学校復帰に向けての後押しをしており、令和3年度の通級者8名のうち学校へ復帰できたのは中学校3年生の2名で、2名とも高校へ進学することができたことと答弁しております。

次が24ページからです。学校給食管理費について、事業費の内容、内訳については資料のとおりで、公会計化の効果は学校給食費の管理、監査の機能が充実し、透明性が向上、食材調達面で価格が高騰した場合でも予算での対応が可能となり、安定的に学校給食を実施することができると。また、学校給食費の納付方法が多様化することで、保護者の利便性の向上や業務の効率化と徴収における公平性が確保できるというふうに答弁しています。

それから、緊急用保存食の購入の要因については、東部学校給食センターでのクラスターで給食の提供ができなかったことがあったために保存食の必要性を検討したと。また、給食センターが災害や感染症などで停止した場合の対応は、事業継続計画に基づき、中断した給食を早期再開することを目標にすると答弁をしております。

次は、小・中学校の感染症対策事業費についてです。事業の内容は、今後の感染者等が発生した際に教育活動を制限せず、継続できる対策を講じられるように要求したものと。それから、1、2月の小・中学校では感染症による学校の休校はなかったこと、それから、学級閉鎖は小中合わせて9校20学級で実施したが、学級閉鎖等による学習の遅れはないと認識していると。それから、黙食は座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間

において児童・生徒等の間で会話を行うことも可能と通知し、パーティションの設置は市内一斉にそろえることはせず、基本的に設置しない方向で進めるということで各学校に連絡していると答弁をしております。

次が28ページからです。中学校放課後等補充学習支援事業費についてです。

事業の目的は、学習内容の定着が十分に図れていない生徒のため、放課後、長期休業中及び土曜日等に補充学習を行うことで、基礎学力の定着や学習への意欲づけと学習習慣の確立を図ると。内容については、教科は5教科から選ぶことができ、1時間の週2回程度の指導、その中で復習を中心に実施している。それから、導入の経緯は、中学生が土日などに家庭で1時間以上学習している割合が全国や県に比べて約10%少ないこと、また、平日も同じように家庭学習が短い傾向があったために、中学校の学習時間を確保する目的で本事業を始めたと。対象校の選定は、市内全中学校に要望調査をかけて予算措置をしていると。事業の効果は、授業内容、学習内容を理解できるようになったと回答した生徒が96%のような結果であったと答弁しております。

次、30ページ、檜崎議員です。浜崎小学校増築事業費について、児童数の推計方法の違いはということで、前回の推計と今回の推計の違いについて質問されています。

前回の推計は、ゼロ歳児が入学までに増加する人数を直近5年半平均で30人とし、将来的な35人学級の導入も想定して行い、最大が平成31年度で、児童数が698人、必要教室が25教室と想定し、教室は不足しないと判断していたと。今回はゼロ歳児が入学するまでに増加する人数を45人とした上で、さらに入学後に学年が上がるごとに1人を加算し、学校の統廃合も見込み、特別支援学級は最大15学級を想定していると答弁しております。

次、31ページです。鏡中学校長寿命化改良事業費について、施設のバリアフリーについて質疑されました。

エレベーターや手すり等の設置などバリアフリー対応で、既存校舎の教室棟、階段、踊り場と特別教室を接続していた渡り廊下については付け替えるために段差解消を行うと答弁しております。

次、32ページです。白水議員、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に

ついて、小・中学校の卒業式、入学式でのマスク着用について質疑されました。

式では、児童・生徒及び教職員についてはマスクを外すことが基本で、その他の参加者は人数制限不要でマスクを着用することとしていると。学校における感染症対策は4月1日から変更される予定で、入学式は新たな対応に準じた形で実施することになると答弁しております。

それから、次が黒木議員です。33ページで、特別支援教育費について、支援が必要な対象児童・生徒数の推移と生活支援員の推移については資料のとおりです。

生活支援員の受け持ち児童・生徒数の引下げなどの検討はということで、明確な基準はないが、支援を要する児童・生徒の実態によって1対1の支援が必要な場合もあれば複数の児童・生徒に対して支援している場合もあり、教育委員会の担当が希望する学校を訪問し、直接聞き取りや授業参観を行いながら個別に判断していると答弁しています。

次に、スクール・サポート・スタッフ配置事業についてです。配置人数の減となった要因については、令和5年度から教職員の働き方改革の一環として、教員業務の支援を図るために児童・生徒210人以上の学校に1名、また、500人以上の大規模校については2名の配置、それから、学校からの要望は4年度と同じ規模であったが、新型コロナの位置づけが5類に移行することが発表され、感染症対策の業務が減少することから、教員の働き方改革の一環として配置することを学校に説明したと。それから、5年度からの業務については、教員の支援として学習プリント等の印刷や配付準備等、それから、採点業務、来客対応などと答弁しております。

それから、36ページですね。小学校給食運営費について、配膳等の支援員の配置については、自校方式の学校のうち、通常学級数で12学級から18学級の学校には1名、19学級以上の学校には2名の配置と答弁し、雇用条件については、8月下旬から3月までの期間のうち給食を予定している130日間で1日の勤務時間は4時間、募集については8月上旬に雇用できるように、また、搬入手続の確認については8月下旬の給食運搬テスト時に実施すると答弁をしております。

○教育長（栗原宣康君）

そこまで、議案質疑のところですか。何かございませんか。ボリュームがたっぷりありますけど。

○教育委員（篠原智文君）

1つ、いいですか。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育委員（篠原智文君）

21ページの近代図書館の図書サービスのところで、マイナンバーカードを活用するというので、下のほうに予算計上をしているということですが、これの運用は何年か目途はあるんですか、もうあっているんですか。

○教育長（栗原宣康君）

運用のめどといたしますと。

○教育委員（篠原智文君）

予算まで計上しているということは、マイナンバーカードの連携で、マイナンバーカードを使って図書カードはなくすということですかね。

○教育長（栗原宣康君）

では、いきましょう。図書館お願いします。

○近代図書館長（藤井浩司君）

近代図書館です。今、通常業務で使っております図書館の電算システムの更新時期を迎えておりまして、来年、システム更新を行う予定です。それに伴いまして、マイナンバーカードと図書館の利用者カードを連携いたしまして、実際は両方で使えるように、マイナンバーカードを登録された方も利用者カードを今までどおり持っている方も両方利用ができるようになります。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

ということは、図書カードを持ってこなくても、マイナンバーカード登録をすれば、マイナンバーカードで本を借りることができるという意味ですか。

○近代図書館長（藤井浩司君）

そういうことです。

○教育委員（篠原智文君）

それは何年度からというのは、具体的には決まっているんですか、今言われたどっちでも使えるようになるのは。

○近代図書館長（藤井浩司君）

一応来年1月から、全部システムを更新いたしまして、来年1月から。

○教育長（栗原宣康君）

令和6年1月からそのような形で使えるということですね。

○近代図書館長（藤井浩司君）

そうでございます。

○教育委員（篠原智文君）

来年になるわけですね。

○近代図書館長（藤井浩司君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

いいですか。ほか、今思いつかれることはなかですね。

では、先へ参ります。37ページから。

○教育部長（草場忠治君）

伊藤泰彦議員です。防犯対策について、防犯ブザーの配付について来年はどうなるのかということで、来年度についても配付するという内容で答弁をしております。

それから、38ページから岡部議員については公共料金についてということで、教育委員会には給食費の改定について質問されております。

まず、改定の手順です。基本的に各調理場ごとに試算を行って、各調理場ごとの学校給食運営委員会に諮った上で、その結果を学校給食課に提出していただいて、定例教育委員会で協議をしていただき、唐津市学校給食運営委員会に諮問をし、そちらで審議をしていただいた上で審議結果を教育委員会に答申していただいて、改めて教育委員会で議案として上程して、異議がなければ承認という流れになっていると。

それから次が、条例で定める唐津市学校給食運営委員会と調理場内での学校給食運営委員会の違いということで、条例で定めるほうは唐津市全体の学校給食の運営に関すること及び学校給食費に関することを教育委員会の諮問に応じ審議する機関ということで、本年度は1回開催したと。それから、調理場内のほうは調理場での運営に関する事項を協議する機関で、年に3回開催され、どちらの機関も学校と栄養士及びPTAの代表で構成されていると。

それから、給食費の改定の考え方については、現行の給食費で栄養と量のバランスが取れた給食提供の可否を精査した上で適正な費用を決定していると。それから、調理場ごとの学校給食運営委員会の会議内容等の公表については、調理場ごとの分は学校を通じて保護者に、それから、もう一つの市のほうについては教育委員会にかけますので、その協議結果を市のホームページに掲載して公表していると。それから、市民への周知方法については、各調理場の管理者から学校長を経由して保護者の方に、また、市のホームページに掲載し、市民の方にとというようなことで答弁しております。

それから、給食費改定に対する考えは、物価高騰の中、やむを得ない措置として給食費の見直しを行ったところであり、給食費が大きな負担となっている保護者への支援は、給食費の公会計化後の実施をめどとして検討したいと答弁をしております。

それから、41ページから黒木議員です。学校遊具についてです。

今年度整備を行った小学校の遊具は9校で14基、鉄棒が4校で4基、使用できない遊具は、4年度末で遊具が8校で11基、鉄棒は2校で2基、それから、整備を行った学校の反応は、遊び場が戻ってきて児童たちが大変喜んでいとの声が届いていると。それから、5年度の整備は遊具を6基、鉄棒は2基、残りは6年度で対応すると。7年度以降は随時整備を行っていくと。

それから、なぜ6年度までかかるのかについては、単年度で行うには財政負担が大きくなるため、幾らかかるのかということで、1,000万円以上というふうに答弁しています。

それから、次は通学路についてです。通学路の安全対策は、毎年各学校で保護者や地域からの意見を集約され、危険箇所の改善要望がなされ、その要望箇

所について関係機関による合同点検を実施して、唐津市通学路安全推進会議にて具体的な対策方法を決定し、予算を伴う工事はそれぞれを所管する関係機関で対応してもらっていると答弁しております。

次、42ページです。学校給食費の負担軽減について浦田議員からの質問です。

今回の値上げはどれぐらいになるのかということで、年額で、東部で小学生2,200円、中学生2,750円ということで、あとは資料のとおりです。

総額で幾らぐらい値上げになるのかということで、年間で1,500万円。それから、県内での給食の無償化や一部無償化、それから、値上げの実施状況ということで、完全無償化されている団体はないと、一部無償化が伊万里市と神崎市、それから、給食の値上げに対する支援の状況で、値上げを実施された6団体のうち値上げ分に対して支援をされるのが佐賀市と伊万里市、給食費を据え置かれた団体は4団体というふうに回答しています。

それで、せめて値上げ分でも助成する検討はされたのかということで、今回について助成する考えはないと、あくまでも給食費の公会計化後に給食費が大きな負担となっている保護者の支援について検討していきたいと答弁しております。

公会計化後に負担軽減を検討するというのでいいのかということで、公会計化後に変更すると。それから、値上げに対して市長部局に要求などしなかったのかということで、給食食材に対する負担軽減についての市長部局との協議、値上げ分の支援をしてくれというような具体的な協議は行っていないということで回答しています。

それから、なぜ市長部局へ交渉しなかったのかということで、昨年からの物価高騰の影響というのは小・中学校の給食食材費だけではなくて、児童・生徒の自宅での食事とか、あらゆる面で影響を与えていると。今年度、4年度は支援をしているわけなんですけど、この支援については緊急避難的なものであるという内容で回答をしております。

今後については、新年度になれば国から物価高騰及び子育て支援に対する何らかの答えが出てくるということで、その中身を見た中で、4月以降に国の状

況を見極めて市長部局と協議していくというようなことで回答しています。

次、47ページ、放課後等デイサービスについて、宮本議員です。

放課後デイサービスやフリースクール等の民間施設を利用している不登校児童・生徒の出席扱いがどうなっているのかということで、学校が必要な調査を行った上で教育委員会と協議をし、その可否を決定していると。それから、放課後等デイサービスの利用について、今のところ出席扱いにした事例がないということと、今後も増えてくるだろうということで、県内外の情報を収集するとともに注視していきたいと回答しています。

それから、不登校児童・生徒が民間施設を利用する場合、どのような要件を満たせば出席扱いになるのかということで、資料のほうに4つポチがついております。1つ目のポチが指導内容とかプライバシーにも十分配慮している施設かとか、2つ目が使用料等が明確になっているのか、3つ目が学校との連携が取れているのか、それから、4つ目が担任等が定期的に面談できることとかということになっています。

(3)番については、それ以外にも条件があるだろうということで、学習指導要領に沿った内容で学習をさせているということや、利用時間については特に条件がないということ、それから、児童・生徒の特性に応じた適切な指導を行っているかなどを総合的に判断しているという内容で答弁しています。

それから、フリースクールについては、唐津市内に現在はないということで、唐津市内の児童・生徒は唐津市外や福岡県のフリースクールに通っていると。フリースクール等の利用を出席扱いにするか否かについては今後も慎重に検討していくということ、それから、高校受験に関しては出願の際に自己申告書を任意で提出することができますので、事情を説明することができるようになっていくと。

それから、(5)番です。フリースクールに出席した日数の提示についてということで、フリースクールの利用を出席扱いとすると認めた場合は通知表やあゆみで提示することができるということで、通知表等で示すように改めて学校に指導していくと答弁しております。

次、50ページ、大宮路議員です。不登校の児童・生徒の支援拡充というこ

とで、まず、ヤングケアラーについて聞かれておりました、ヤングケアラーについてはスクールカウンセラーの定期報告書で把握しているが、現在のところ確認できていないということ、現時点ではヤングケアラーを要因とする不登校はいないと認識しておりますが、引き続き対象となる児童・生徒がいないか、把握に努めたいと答弁しています。

それから、適応指導教室以外の支援状況についてということで、まず、学校に登校して教室に入ることができない児童・生徒については、別室を準備して、リモート学習を含めてサポートしていると。それから、学校に登校できない児童・生徒については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スチューデント・サポート・フェイス等を活用しているということで、そのほか、高島小学校を不登校対策特認校として認定しているとか、そういった内容を答弁しています。

3番は、令和3年9月議会での一般質問以降の取組についてということで、新しい取組というのは特段行ってないと。これまで同様に学校、保護者、専門家や関係機関と連携しながら不登校支援に努めると答弁しています。

次、4番のホームページでの情報提供ということで、昨年9月議会において不登校児童・生徒が関係機関や教育相談等の情報を得やすいようにホームページでお知らせすると答弁をしておりましたので、その後、すぐにホームページに「教育相談」というページを開設し、情報提供しているということで答弁しています。

それから、5番目のフリースクールの補助制度設立についてということで、補助については、現時点では情報収集の段階と考えておりますので、先進的に取り組まれている事例などについて、まずは調べたいと答弁しています。

6番目、不登校の急増に対する今後の対応ということで、3点あるということで、不登校予防の観点から児童・生徒一人一人に対して魅力ある学校づくりが必要ということが1点目です。2点目が、不登校傾向のある児童・生徒の状況を早い段階から把握し、登校刺激など適切な支援を行っていくことが重要と。3点目が、児童・生徒と保護者の不安や困り感、そして、その背景を理解していくこと、何とか少しでも登校したいという思いや過程を認めていくことが重

要ということで答弁しています。

それから次、55ページです。宮原議員、地域振興策についてということで、まず、「亥の子さま」の詳細と「記録作成等の措置を講ずる」についてということで、亥の子さまについては唐津の七山大白木地区に伝承される稲の収穫祝いの行事であるということと、記録作成等の措置を講ずるとは、特に変容・衰退のおそれが高い無形文化財について計画的に画像や報告書により記録化を進め、確実な記録保存を図ることを指す、と答弁しています。

それから、登録指定に向けた市の取組と考え方ということで、市としては今後、文化庁と協議しながら、映像や報告書作成に取り組んでいきたいと答弁しています。

それから、3番目の浮立踊りについて、浮立踊りの解説については、歌や笛、太鼓、かねなどはやしに合わせて踊る民俗芸能とされているということ、それから、今回、ユネスコ無形文化財遺産に登録された浮立踊りというのは、国内の国指定重要無形文化財である41件が対象となっていると答弁しています。

それから、登録されるメリットということについては、そのよさが地元の人たちに再認識される、興味がなかった人たちの祭りや浮立踊りに対する考えが変わる、世界的な祭りであることへの誇りを持てるということと、次世代に継承させるという意識が芽生えること。

それから、5番目の市の無形文化財については、国指定が2件、県指定が1件、市指定が8件ということで答弁しています。

それから、民俗文化財の管理状況と問題点ということで、まず管理については、必要なかねや笛、太鼓、そういったものは、祭りが継承される場合は保存団体が管理することが基本であるということと、祭りの継承が難しくなってくるということも想定されるということで、そういうふうな状況になれば、道具の散逸を防ぐために唐津市として何らかの手だてを講ずる必要があるということで答弁しております。

次は58ページです。進藤議員です。学校給食費公会計化のスケジュールの進捗状況ということで質問されています。

まず、実施体制の確立についてどういう状況かということで、令和4年12

月に学校給食費の公会計移行に係る関係課会議を開催したと。その後については特段行っていないという部分もあって、教育委員会内部での協議を急いで、遅くとも4月、できれば今月中にプロジェクトチームを立ち上げたいと考えていると答弁しています。

それから、関係会議は具体的にどの課とどのような会議を行うのかということで、情報政策課はシステム導入関係、総務課が条例、財政課が予算や会計、契約管理課が納入業者の登録関係、市民課が個人情報基礎データ、税務課が債権関係、子育て支援課が児童手当、生活保護課が要保護者で、学校支援課が準要保護ということ。

それから、3番目の情報システムの導入についてどういう審議を行ったのかということで、市で運用している内部システムや住民記録などを総合的に集約した総合行政システムに給食管理システムを追加する方法で協議を行っていきたいというふうに答弁をしたんですが、ちょっとここは私の答弁誤りで、協議が終わっていないのに予算計上されんやろうもんということで、4番目の質問です。協議を行った結果、令和5年度の当初予算にシステム導入の経費を計上しているということで答弁し直しています。

それから5番目が、食材調達方法の整理や考え方については、食材調達については一括調達できる食材と調理場単位で調達する食材に大別されるということで、特に生鮮食材については見積り時と納品の価格差があったりと、納品業者の負担が大きくなるということが一つあるということや、地産地消を実施していくことも重要ということで、公会計化が食材納入業者の大きな負担とならないよう慎重に検討していくと考えているということ。

6番目が、公会計になったときの食材調達方法が変わるのかということで、なるべく変わらないように進めていきたいと答弁しています。

それから、債権の承継についてどのように考えているのかということで、公会計を実施している団体、自治体の中で私会計の債権を継承している団体や、していない団体など様々あるため、本市としての対応方針をしっかりと協議した上で決定していきたいと答弁しています。

それから、8番目が困難だから継承しないという考えは正しいのか、また、

これまで繰越金があった場合も継承しないのかということで、この部分については、プロジェクトチームで検討しながら決定していきたいと。

9番目、準公金としての給食費の債権や繰越金の継承を教育委員会だけでなく、市長部局でも考えるべきではないかということで、これについても、市長部局を交えたプロジェクトチームを立ち上げていくので、その中で協議、決定していきたいと。

10番目が教育委員会としての考え方をしておくべきではないかということで、今後も債権継承については早急に教育委員会としての最終的な考えをまとめて決めていきたいと。

情報管理の方法の決定についてどのように進んでいるのかということで、情報管理の内容については、ここに挙げている児童・生徒や保護者の情報であったり、給食の喫食の状況、給食費単価並びに給食費の納付状況とか、そういったことを整理しているということ。

それから、法改正になった場合の給食費の徴収方法についてどう考えているのかと。現在は納付書であったり、保護者により直接とか、徴収など様々ありますが、公会計化後は口座振替と納付書の併用で徴収していきたいと、それから、給食費の徴収は学校給食課で対応したいと答弁をしています。

13番目は、学校現場に負担させることなく、教育委員会で対応すると捉えていいのかと。教育委員会で進めるということで答弁しています。

教育委員会で対応するために何人必要かと。徴収に係る定員については3名程度と。それから、未納者対応をどうするのかということで、現在も児童手当からの振替等を行っておりますので、これをベース的に拡大したいと答弁しています。

それから、児童手当から天引きは滞納した分なのか、保護者同意があれば滞納に関係なく天引きできるのかということについては、滞納が発生したときにだけ行っていきたいと。

それから、17番目は、今、児童手当から天引きされている保護者はいないのかということで、滞納が発生したときに限って振替を行っている。

それから、何か月滞納したら児童手当からになるのかということで、1か月

から3か月ということで回答しています。

それから、64ページ、江里議員で、人口減少と農業問題ということで、教育委員会のほうには学校の統廃合を進めなければならないが、人口減少に伴う学校教育の在り方ということで質問されています。

今、ずっと学校の小規模化と学級の少人数化が進んでいると。こういった状況の中で、教育委員会としては学校生活の中で多くの仲間と接し、多様な意見、考え方に触れることで、自分で考える力、自立心や社会性など社会へ出るための力を養うことが学校教育の大きな役割ということで、その環境を整えるために複式学級の解消やクラス替えが可能となる規模を目指して、引き続き統廃合の取組を進める必要があるというふうに答弁しております。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。

何か、よかですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、市議会の報告を終わります。

先へ参ります。

市の所蔵品展について、事務局お願いします。

○近代図書館長（藤井浩司君）

近代図書館です。議案集第1の91ページを御覧ください。

唐津市所蔵品展についてでございます。

会期は令和5年4月12日水曜日から5月7日日曜日までとなっております。会場は近代図書館1階の美術ホールでございます。開館時間は10時から18時まで、休館日は月曜日と祝日となっております。

内容といたしましては、森通の油彩画、水彩画など約20点を展示する予定といたしております。開催期間中、水彩画のワークショップなども予定をしております。入場料は無料です。

この森通さんは少年時代を佐志で過ごしまして、中学の頃にゴッホに魅せら

れ、画家を志し、戦後間もなく坂本繁二郎に師事。1962年の独立展で独立賞・30周年記念賞を受賞されております。1972年の北アフリカ・ヨーロッパへの旅をきっかけに「砂漠」をライフワークとし、約30年にわたり砂漠を描き続けてこられました。その絵が下に4つありますが、砂漠の絵というのが主体になります。

今回、武雄市在住の、これは森通さんの友人ということなんですけど、その方から令和4年6月に森通さんの絵を寄附したいということで、寄附をいただいております。油彩画、水彩画など19点を御寄附いただいております。今回は、そのお披露目の意味での展覧会でもございます。ぜひ皆さん御来館いただければと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

共催及び後援についてお願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

92ページをお願いいたします。

共催及び後援につきましては、今回は後援の7件のみでございます。

行事名及び主催者名は一覧表を確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

4番の能古島の自然教室と来るとばってんが——がうちに後援を求めてあるとばってんが、これはどやん関係のあるとか分かる。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

生涯学習文化財課でございます。能古島自然教室はここ数年後援をしているんですけど、能古島で、福岡をはじめ佐賀県内の小・中学校にも生徒の募集をされてやってあるような事業です。体験費はもちろんもらわれていて、その体験費用の中で、能古島のそういった団体さんでいろんな体験学習をさせてあるような取組になっております。

○教育長（栗原宣康君）

そのときも募集をかけてあるわけですね。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

はい。募集をかけてありますので、唐津市の教育委員会にも後援を依頼されているものでございます。

○教育長（栗原宣康君）

分かりました。

では、教育委員会の行事予定をお願いします。

○教育総務課長（古場真由美君）

93ページをお願いいたします。

令和5年3月24日金曜日から令和5年4月26日水曜日までの主な行事予定でございます。

3月24日金曜日は小・中学校の修了式となっております。

4月3日月曜日8時30分より教職員の辞令交付式がございます。委員様の御参加をお願いいたします。

4月7日金曜日が1学期の始業式となっております。

4月14日金曜日ですが、令和5年度佐賀県教育委員会・市町教育委員会協働会議が佐賀市で開催されます。篠原委員の出席をお願いいたします。

主な予定は以上となっております。一覧表にあとは記載しておりますので、御確認いただきたいと思えます。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

その他、報告事項はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、次回の定例教育委員会の日程でございますが、4月27日木曜日14時からここで開催させていただこうと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、これで公開の審議を終了いたしました。

【非公開審議】

- ・ 議案第19号 唐津市公民館運営審議会委員の委嘱について
教育副部長兼生涯学習文化財課長が説明した。
議案第19号は原案通り承認された。